

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月及び同年5月

昭和53年6月に国民年金に入りました。その後、A町役場の年金係の方に、4月から入った方が良いと言われ、4月、5月分も併せて出納係にお金を払いました。

台帳の資格取得日が6月になっているので役場で訂正できないということで、B社会保険事務所に申立て請求をいたしました。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する昭和53年度国民年金保険料領収書（記載された金額から付加保険料を含めた国民年金保険料に係るものであると認められる。）には、申立期間である昭和53年4月及び同年5月の欄に「納付済」の印が押されており、同じく「納付済」の印が押されている同年6月から同年8月までの国民年金保険料が納付済みであることが確認できることから、申立人の主張を裏付けるものであると認められる。

また、申立人については、申立期間以後は任意加入期間を含め国民年金保険料の未納が無いことから、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は国民年金の未加入期間となっているが、申立期間の国民年金保険料が還付された事実は認められず、長期間にわたり収納されていたものとするのが相当である。

国民年金保険料相当額を収納しておきながら、任意加入対象期間であることを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 1 月 6 日まで
昭和 34 年 1 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで、A 事務所に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
勤務していたことは確かなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 事務所に勤務していたと主張し、同僚も申立人は当該事務所に勤務していたと供述しているが、当該事務所の継承会社である、B 株式会社が保管する申立人に関する関連資料において、申立人の昭和 38 年 8 月 13 日付けの退職及び同年 12 月 1 日の再採用が確認でき、申立人は同年 8 月 13 日から同年 11 月 30 日までは当該事業所に勤務していないことが確認できる。

また、申立人と同様に、昭和 36 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失し、39 年 1 月 6 日に再取得となっている者が、ほかに 3 名いることも確認できる。

さらに、B 株式会社が保管する資料によると、申立人は再採用された昭和 38 年 12 月 1 日から 39 年 1 月 6 日までの期間について勤務していることになっているが、事業主は、当該期間における申立人の勤務形態、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届、喪失届の有無、給与の支払方法及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

なお、申立期間に実施された選挙期間の前後及び同期間中に申立人は、選挙事務所に行っていたとも供述しており、当該事業所に勤務していなかったことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により給

与から控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月から 37 年 12 月 5 日まで
昭和 35 年 9 月から 37 年 12 月 28 日までの厚生年金保険の加入期間について照会申出書を A 社会保険事務所に提出したところ、昭和 35 年 9 月から 37 年 12 月 5 日までの記録が無かった。
B 社の本社にも問い合わせたが、資料は無いとの返答だった。当時の資料は何もないが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び社員旅行等の写真から、申立人は申立期間、B 株式会社 C 工場に勤務していたことは推認することができる。

しかし、事業主である B 株式会社は、C 工場については昭和 54 年 9 月 30 日に閉鎖しているため、当時の資料は無いとしており、当該工場を継承した D 株式会社も、当時の資料は無いとしている。

また、E 健康保険組合にも資料が無く、同僚からは厚生年金保険料控除についての供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立期間に申立人の記録も見当たらない。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立人と同様に、昭和 37 年 12 月に被保険者資格を取得し、同年 12 月 28 日に喪失している者 57 名が確認できることや、その後の当該同僚の記録も短い期間で被保険者資格の得喪が繰り返されていることから、事業主は、申立人について、何らかの理由で 1 か月間のみ厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。